

みなかみ町特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて対面することなく人を欺き、不正に入手した架空又は他人名義の預貯金口座に現金を振り込ませること等の方法により財物をだまし取る犯罪（以下「特殊詐欺等」という。）を未然に防止するため、特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器（以下「電話機等」という。）を設置する者に対し、当該電話機等の購入に要した経費に対し、予算の範囲内において交付するみなかみ町特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）について、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年みなかみ町規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) みなかみ町内に住所を有する者
- (2) 補助金を申請した日において満65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者又は日中において住居に満65歳以上の者のみとなることが常態である世帯に属する者
- (3) 町税の滞納がない者

(補助対象電話機等)

第3条 補助金の交付の対象となる電話機等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が購入し、居住する住居に設置したもの
- (2) 電話機又は電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器であって、次のいずれかの機能を有するもの
 - ア 電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する機能
 - イ 迷惑電話番号データベースに登録された情報等により、被害を引き起こす可能性のある電話番号を自動で判別して、着信を拒否又は警告表示する機能

2 補助金の交付の対象となる電話機等は、補助対象者が属する世帯につき1台限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、電話機等の購入及び設置に要した額とし、5,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電話機等を購入後、速やかにみなかみ町特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書兼補助金交付請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の支払をしたことを証する書類の写し

- (2) 購入した電話機等の機能が確認できる書類（カタログ、取扱説明書等）の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書兼請求書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、みなかみ町特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。